

平成29年8月8日

市川市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

第1 基本方針

市川市は、千葉県北西部に位置し、江戸川を挟んで東京都に隣接している。

市川市の農業は、江戸時代には徳川幕府の天領となり、大消費地江戸に隣接する立地条件を活かして、季節の野菜や果物を江戸に出荷するようになり、農業は盛んに行われるようになった。江戸時代中期に川上善六が、美濃から梨の苗木を持ち帰り、砂地を利用した梨栽培を始め、今日の「市川梨」のさきがけとなった。

戦後になると急速な都市化の波に洗われながら、優れた品質と生産性の高い都市型農業を指向して、梨栽培をはじめ、施設野菜や花卉園芸を中心に消費者が身近にいる利点を生かし、堅実な成長をしてきた。しかし、現在は都市農業の宿命ともいえる営農環境の悪化、相続対策、担い手や後継者不足、遊休農地対策など多くの問題を抱えている。

このようなことを踏まえ、農地を守り発展させて「強い農業」を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、市川市農業委員会の指針として、具体的な取組を次のとおり定める。

なお、この指針は、平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

（1）遊休農地の解消目標

	市内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (29年6月)	551.0ha	29.3ha	5.3%
3年後の目標 (32年6月)	527.0ha	27.9ha	5.3%
目 標 (35年6月)	503.0ha	26.6ha	5.3%

（２）遊休農地の解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は管内を６の区域に分け、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。

調査時期については、「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

利用状況調査終了後に、所有者へ意向調査を行い、所有者の意向に応じて、農地のあっせんや農地中間管理事業のマッチングなど、農地の流動化を図る。なお、従来から日常的に利用状況調査の中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第３４条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。

③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成２０年４月１５日付１９東振第２１２５号農林水産省農村振興局長通知）によって、Ｂ分類（荒廃農地調査で再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、関係機関と協議の上、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

２．担い手への農地利用集積について

（１）担い手への農地利用集積目標

	市内の農地面積	農地利用集積面積	利用集積の割合
現 状 (２９年６月)	５５１．０ｈａ	４．４ｈａ	０．８％
３年後の目標 (３２年６月)	５２７．０ｈａ	７．４ｈａ	１．４％
目 標 (３５年６月)	５０３．０ｈａ	９．７ｈａ	１．９％

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

①農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

②利用権設定等促進事業について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

③農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に務める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数) (新規参入者経営体取得面積)
現 状 (29年6月)	1 人 (0.3 ha)
3年後の目標 (32年6月)	3 人 (1.5 ha)
目 標 (35年6月)	6 人 (3.0 ha)

注：現状については、平成26年度から平成28年度までの新規参入経営体数（取得面積）とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県、市、農協等関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんの検討をする。

②農業委員等によるフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。